

独立行政法人航空大学校  
平成23年度業務実績評価調書

平成24年8月  
国土交通省独立行政法人評価委員会

平成23年度業務実績評価調書：独立行政法人航空大学校

業 務 運 営 評 価（個別項目ごとの認定）

| 項目   |  | 評定結果 | 評定理由  | 意見 |
|--|--|------|---|----|
| 中期計画   | 平成23年度計画   |      |   |    |
| <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の効率化</p> <p>以下の措置を活用した事業運営体制の合理化・適正化を図ることにより、中期目標期間中に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人事費に係る取組を平成23年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、常勤職員数を削減する。</p> <p>① 運航支援業務（整備業務、運航管理業務）の民間委託等を引き続き図る。</p> | <p>1. 業務運営の効率化に関する年度計画</p> <p>(1)組織運営の効率化に関する年度計画</p> <p>以下の措置により、より効率的な組織運営を推進し、あわせて年度末までに常勤職員数を3名削減する。</p> <p>① 整備業務等の民間委託及び契約職員による運航管理業務の実施を継続する。</p> | A    | <p>1. 業務運営の効率化に関する年度計画</p> <p>(1)組織運営の効率化に関する年度計画</p> <p>以下の措置を実施し、より効率的な組織運営を推進することにより、年度末に常勤職員を3名削減している。</p> <p>① 運航管理業務について、引き続き契約職員を活用し、人件費の削減を図っている。</p> |    |

| 項目  |   | 評定結果 | 評定理由   | 意見 |
|---|---|------|--|----|
| 中期計画  | 平成23年度計画  |      |  |    |
| ② 事業運営の合理化・適正化を図ることにより、管理業務の精査・見直しを実施する。  | ② 本校及び分校の管理業務の精査・見直しを図る。  |      | ② 分校と本校の業務分担を見直し、分校の会計業務の一部（入札業務）及び航空法に基づく手続きを本校にて実施することとしている。<br>また、本校の事務管理業務の分担を見直している。  |    |
| (2) 人材の活用<br><br>エアラインパイロットの養成に必要な役職員を確保するとともに、内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、各事業年度において職員の約10%程度について、国または、大学、民間等と人事交流を行う。  | (2) 人材の活用に関する年度計画<br><br>内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約10%程度について、国または、大学、民間等と人事交流を行う。   | A    | (2)人材の活用に関する年度計画<br><br>内部組織の活性化を図り、業務運営の効率化を推進するため、職員の約23%（25名）について、国との人事交流を行っている。  |    |
| (3) 業務の効率化<br><br>① 教育・訓練業務の効率化<br>イ 学科教育においては、宮崎学科課程の教育時間を現行の510時間から1割程度増やし、養成期間を現行の4ヶ月から5ヶ月に延長して教育の適正化・質の向上を図る。<br><br>□ 実科教育においては、飛行訓練装置を活用することにより、仙台フライト課程における実機の操縦演習を現行の70 | (3) 業務運営の効率化に関する年度計画<br><br>① 教育・訓練業務の効率化<br>イ 中期計画に基づき学科教育課程を再編し、新シラバスによる学科教育を平成23年度入学者から実施する。<br><br>□ 中期計画に基づく多発・計器課程における実科教育時間及び養成期間の変更については、飛行訓練装置による技量向 | A    | (3)業務運営の効率化に関する年度計画<br><br>① 教育・訓練業務の効率化<br>イ 学科教育課程を再編し、新シラバスによる学科教育を平成23年度入学者から実施している。<br><br>□ 多発・計器課程において、平成23年度入学者から新シラバス（実機65時間・飛行訓練装置（FTD）30時間、養成 |    |

| 項目  |   | 評定結果 | 評定理由  | 意見   |
|---|---|------|---|--|
| 中期計画  | 平成23年度計画  |      |   |  |
| <p>時間から65時間程度に、同課程の養成期間を現行の8ヶ月から7ヶ月に短縮し、適正化・効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多発・計器課程においては現行の65時間から70時間に充実させる。</li> <li>・多発・計器課程の養成期間を6ヶ月から8ヶ月に延長する。</li> </ul> | <p>上の効果等を検証しつつ、平成23年度入学者から適用する新シラバスによる教授内容の詳細な検討を進める。</p>     |      | <p>期間7ヶ月)に移行するための検討を行っている。</p> <p>さらに、25年度以降に実地試験の一部をFTDにより実施するための検討を進めている。</p>   |  |
| <p>② 教育支援業務の効率化<br/>新技術等の活用を図り運用業務及び整備業務の効率化を図る。</p>  | <p>② 教育支援業務の効率化<br/>多発・計器課程で使用する双発訓練機の更新による整備業務の効率化を推進する。</p> | S    | <p>② 教育支援業務の効率化<br/>東日本大震災により仙台分校のC90A、G58合わせて7機が流された。このため、新世代の航法装置を有するG58への移行に伴い退役予定であったC90Aの退役を遅らせるとともに、G58の代替機の導入を進めることで訓練機材を確保し、年度内にC90Aの退役を完了させていく。また、並行して、新たに導入したG58型機の運用を行い、運航及び定期整備の実績データを取得している。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新世代航法装置を装備したG58型機によって業務効率化がなされたことは評価できる。</li> <li>○ 震災で失った機材の代替導入を進める中で、退役予定の旧機材の退役を完了させたことは、困難な課題を迅速に解決したという意味で評価できる。</li> </ul> |

| 項目   |   | 評定結果 | 評定理由  | 意見 |
|--|---|------|---|----|
| 中期計画   | 平成23年度計画  |      |   |    |
| ③ 一般管理費の縮減<br>業務の効率化等により一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本中期計画目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を6%程度抑制する。また、経費節減の余地がないか自己評価を行った上で、適切な見直しを行う。 | ③ 一般管理費の縮減<br>業務の効率化等により一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行い、適切な見直しを行うことにより、平成23年度予算（対前年度比3%減）内で確実に執行する。 | A    | ③ 一般管理費の縮減<br>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、あらかじめ削減の措置を図った平成23年度予算内で執行している。                                     |    |
| ④ 業務経費の削減<br>業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度抑制する。  | ④ 業務経費の削減<br>業務の効率化等により業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務の効率化等に努めることにより、平成23年度予算（対前年度比1%減）内で確実に執行する。                       | A    | ④ 業務経費の削減<br>業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、あらかじめ削減の措置を図った平成23年度予算内で執行している。                                       |    |
| ⑤ 教育コストの分析・評価<br>教育業務及び教育支援業務に係る経費の分析・評価を行い、教育コストとそれ以外のコストを区別・把握することにより、教育コストの抑制に努める。  | ⑤ 教育コストの分析・評価<br>教育業務、教育支援業務及び附帯業務に係る経費の区分・把握を行い、教育業務、教育支援業務に係る経費を平成22年度の経費と比較して抑制する。   | A    | ⑤ 教育コストの分析・評価<br>平成23年度における教育業務、教育支援業務及び附帯業務に係る経費の区分・把握を行い、平成22年度の経費との比較を実施したが、東日本大震災及び帯広分校における訓練機事故の影響により訓練計画が大きく遅延しているため、単純な比較は困難な状況。 |    |

| 項目   |  | 評定結果 | 評定理由   | 意見 |
|--|--|------|--|----|
| 中期計画   | 平成23年度計画   |      |  |    |
| ⑥契約の適正化の推進<br><br>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取り組みを着実に実施し、契約の適正化の推進及び業務運営の効率化を図る。   | ⑥契約の適正化の推進<br><br>契約監視委員会の監視下で、契約状況の点検・見直しを実施し、契約の適正化の推進及び業務運営の効率化を図る。   | A    | ⑥ 契約の適正化の推進<br><br>前年度に続き契約監視委員会を開催し、随意契約案件、2ヶ年連続の一者応札・応募案件について報告し、特段の指摘はない。   |    |
| 2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置<br><br>(1) 教育の質の向上<br><br>①航空会社と積極的に意見交換等を行い、エアラインパイロットに求められる知識・技能等を把握する。また、エアラインパイロット経験者を招聘し、教育内容及び教育体制等の充実を図る。<br><br>教育従事者に対して定期的に教育技法等の向上のための研修を実施するとともに、操縦教官については技能審査を毎年1回実施する。 | 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画<br><br>(1) 教育の質の向上に関する年度計画<br><br>①以下を実施し、教育の質の向上を図る。<br>イ 航空会社と操縦士養成等に関する意見交換・情報交換できる恒常的な場を設置し、年2回以上、開催する。<br><br>□ エアラインパイロット経験者を教官として招聘する。 | A    | 2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画<br><br>(1)教育の質の向上に関する年度計画<br><br>①以下を実施し、教育の質の向上を図っている。<br>イ 航空大学校における今後の操縦士養成のあり方について、航空局の検討会の場で航空会社と意見交換を行っている。さらに24年度以降においては、「航空大学校運営協力会議」において航空会社と定期的に意見交換・情報交換を行っている。<br><br>□ エアラインパイロット経験者4人を教官として継続雇用し、10月に1名、2月に1名を採用し、合計6名となっている。 |    |

| 項目   |   | 評定結果 | 評定理由  | 意見 |
|--|---|------|---|----|
| 中期計画   | 平成23年度計画  |      |   |    |
|  | ハ 各教官は、各種の研修、講習会、セミナー等に年1回は参加する。  |      | ハ 各種研修、講習会、セミナーに各教官を参加させている。<br><br>二 操縦教官各人に對し、年1回の定期技能審査を実施して教育技法の向上及び標準化に努めている。  |    |
| ② 追加教育の効果的かつ効率的な実施方法等について、引き続き検証を行い、教育に反映する。<br><br>③ 以下の調査・研究を実施し、その成果を教育・訓練に反映させることにより、質の向上及び効率化等を図る。<br><br>イ 航空機の運航に関する基礎的研究<br><br>□ 座学及びフライト課程における標準的な教育内容・手法及びその評価法に関する調査研究 | ② 教育課題検討会において、追加教育の効果の検証を進め、さらに効果的な追加教育の実施方法等の検討を行う。<br><br>③ 教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下の調査・研究を計画的に実施し、その成果を教育・訓練等に反映させる。<br><br>イ 小型航空機を中心とした航空機運航に関する基礎的研究を進める。<br><br>□ 新シラバスによる教育の検証を行いつつ、座学及びフライト課程における標準的な教育内容・手法及びその評価法に関する調査・研究を進める。 | A    | ② 実機による新追加教育時間制度を継続して実施した結果、技能不十分による退学者率は減少傾向にある。<br><br>③ 教育の質の向上及び効率化等を図るため、以下のとおり調査・研究を実施するとともに、その成果を教育・訓練に反映させている。<br><br>イ 小型航空機の運航に関する基礎的研究を進め、「航空機による滑走路占有時間と管制間隔の設定」、「ビーチクラフト式A36型機の目標点標識とPAPIによる進入着陸に関する研究」等の研究報告及び論文を提出している。<br><br>□ 学科課程において、新シラバスによる教育を開始し、教育の内容が適切であるか授業評価を進めている。 |    |

| 項目   |   | 評定結果 | 評定理由  | 意見 |
|--|---|------|---|----|
| 中期計画   | 平成23年度計画  |      |   |    |
| ハ 新しい形態による乗員養成に関する調査・研究                              | ハ 新しい形態による乗員養成に関する調査・研究を進める。  |      | <p>ハ 航空法改正によるMPL（Multi-crew Pilot License、准定期運送用操縦士）の導入を受けて、MPL委員会を立ち上げ、航空大学校としての対応を検討するとともに、教官に対する講習を実施している。</p> <p>また、航空大学校における今後の操縦士養成のあり方について、航空局の検討会の場で航空会社と意見交換を行っている。さらに24年度以降においては、「航空大学校運営協力会議」において航空会社と定期的に意見交換・情報交換を行っている。（2. (1)③ハの再掲）。</p> |    |
| 二 安全管理システム(SMS)を活用したヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究 | 二 安全管理システム(SMS)を活用したヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究を進める。標準的な教育内容・手法・評価法に関する研究を進める。 |      | <p>二 安全管理システム(SMS)を活用したヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究を進める。標準的な教育内容・手法・評価法に関する研究を実施している。</p>   |    |

| 項目  |  | 評定結果 | 評定理由  | 意見 |
|---|--|------|---|----|
| 中期計画  | 平成23年度計画   |      |   |    |
| <p>④大学校の人材、訓練機材及び教育施設等を効率的に活用することにより、年間の養成学生数を72名とする。</p> <p>資質の高い学生を確保するため、募集にあたっては従来のポスターや雑誌等による広報手法に加え、インターネット等の媒体を有効活用した広報活動を展開し、受験者数の拡大に努める。</p> <p>また、航空会社等と情報交換しつつ現行の入学試験（学力試験、適性試験等）の内容及び実施方法等について継続的に評価を行い、その結果を入学試験制度に反映する。</p> | <p>④年間の養成学生数を72名とする。資質の高い学生を確保するため、ポスターや雑誌等による広報手法に加え、インターネット等の媒体を有効活用した広報活動を展開する。また、航空会社等と情報交換し、入学試験（学力試験、適性試験等）の内容及び実施方法等について継続的に評価を行い、その結果を入学試験制度に反映する。</p> | A    | <p>④東日本大震災により、仙台分校の庁舎、学生寮等が被災し、また訓練機、FTDも津波で流されるという甚大な被害を受け、仙台分校での教育ができなくなった。その後、復興を進め、仙台分校における訓練を10月に再開したが、在校生の訓練が遅れていた関係で、23年度に入学したのは36名にとどまっている。</p> <p>資質の高い学生を確保するため、ポスターや雑誌等による広報手法に加え、インターネット等の媒体を有効活用した広報活動を展開している。</p> <p>出願書類のうち健康調査票の提出を不要とし受験生の負担を軽減している。</p> |    |
| <p>(2)操縦士養成の新たな手法等の検討</p> <p>操縦士の資格制度の改正等を踏まえつつ、航空企業のニーズを把握するべく、航空会社と定期的に意見交換や情報交換を行い、操縦士養成の新たな手法等について検討する。</p>   | <p>(2)操縦士養成の新たな手法等の検討に関する年度計画</p> <p>操縦士の資格制度の改正等を踏まえつつ、航空企業のニーズを把握するべく、航空会社と定期的に意見交換や情報交換を行い、操縦士養成の新たな手法等について検討する。</p>  | A    | <p>(2)操縦士養成の新たな手法等の検討に関する年度計画</p> <p>航空法改正によるMPL（Multi-crew Pilot License、准定期運送用操縦士）の導入を受けて、MPL委員会を立ち上げ、航空大学校としての対応を検討するとともに、教官に対する講習を実施している。</p> <p>また、航空大学校における今後の操縦士養成のあり方について、航空局の検討会の場で航空会社と意見交換を行ってい</p>  |    |

| 項目                |                           | 評定結果 | 評定理由  | 意見  |
|-------------------|---------------------------|------|---|---|
| 中期計画              | 平成23年度計画                  |      |   |   |
|                   |                           |      | る。さらに24年度以降においては、「航空大학교運営協力会議」において航空会社と定期的に意見交換・情報交換を行っている。(2.(1)③ハの再掲)。  |   |
| (3) 航空安全に係る教育等の充実 | (3) 航空安全に係る教育等の充実に関する年度計画 | C    | <p>(3)航空安全に係る教育等の充実</p> <p>7月28日、帯広分校における飛行訓練において、3名（学生1名、教官2名）が死亡、1名（学生）が重傷を負う航空事故が発生した。</p> <p>航空大학교としては、このような悲惨な事故が二度と起きないよう、理事長をはじめ役職員が一丸となって安全対策を更に強化し、安全運航の確保に万全を期し、学生に安心して教育を受けてもらえるように一層努力を重ねている。</p> <p>事故発生後、訓練再開までに実施した安全対策、訓練再開後にこれまでに実施した安全対策、今後の対応については、以下の通り。</p> <p>【訓練再開までの対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故後に全ての訓練機の運航を見合わせ、航空機及び訓練体制の総点検を実施した（8月）。</li> <li>・法令、訓練・運航・整備等の各種規程の遵守の再徹底を実施した</li> </ul> | <p>○ 前中期計画期間中の平成21年と22年にも機体を損傷する事故が発生しており、これで3年連続の事故発生となる。特に今回は3名もの死者が出た。事故発生の都度、再び事故を起こさないよう対策を立てているものの、結果的に訓練中に死亡事故が発生した事実を、きわめて重く受け止めるべきである。</p> |

| 項目   |          | 評定結果 | 評定理由   | 意見 |
|------|----------|------|--|----|
| 中期計画 | 平成23年度計画 |      |  |    |
|      |          |      | <p>(8月)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コックピット内の全乗員を安全のリソースとして活用することを再度徹底するための研修を行い、アサーション(不安全要因を発見した場合はっきりとした助言)及び教育オブザーブの実施方法について、運航規程に明確化した(8月)。</li> <li>・訓練空域における安全訓練高度の再確認・徹底を実施するともに、学生訓練実施要領を改正し、その旨を明記した(8月)。</li> <li>・事故発生を受け、特別安全監査を実施し、法令及び各種規程の遵守状況及び安全教育の実施状況について確認した(宮崎本校、帯広分校：8月、仙台分校：10月)。</li> <li>・上記の対応、安全性検証等の後、段階的に訓練を再開した(宮崎本校：9月、帯広分校：10月、仙台分校：10月)。</li> </ul> <p>【訓練再開後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生に対する訓練内容のアンケートの継続的な実施や理事長と学生の直接対話を受けて、アサーションのできる環境づくりに向けて教官を指導するなど訓練の安全性向上のために訓練内容にフィードバックした。</li> <li>・ヒヤリハットについて、組織的な</li> </ul> |    |

| 項目   |          | 評定結果 | 評定理由   | 意見 |
|------|----------|------|--|----|
| 中期計画 | 平成23年度計画 |      |  |    |
|      |          |      | <p>分析及び情報共有が実施できるよう体制を強化し、平成24年度からの正式運用に向けて、試行的な運用を行うとともに、ヒヤリハットの重要性について、教官・学生に再徹底し、安全意識の向上に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理規程を見直し、定量的にリスクが評価できるように、分析手法を改善した。</li> <li>・運輸安全委員会から提供された航空安全情報（事故機の機長は、服用後少なくとも通常投与時間の2倍の時間は航空業務に従事してはならない抗アレルギー薬を常用していたこと）に基づき、教官、学生に対し、今回の事例を紹介し、乗組員が自ら使用する医薬品についての注意を喚起し、医薬品を使用した場合の管理職又は上司への報告を徹底した。さらに、これらの内容を運航規程に盛り込んだ（1月）。</li> </ul> <p>なお、当該事故については、運輸安全委員会において、事故調査が行われているところであるが、航空大学校としては、運輸安全委員会の調査結果を待つことなく、航空大学校として可能な限り原因調査を行い、考えられる要因について適時適切に再発防止策等の対</p> |    |

| 項目                          |                             | 評定結果 | 評定理由   | 意見 |
|-----------------------------|-----------------------------|------|--|----|
| 中期計画                        | 平成23年度計画                    |      |  |    |
| ①学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始す | ①学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から開始す |      | <p>応を図っている。</p> <p>具体的には、今回の事故が、山に衝突したという状況であることから、過去に発生した同種の事故の再発防止策、安全対策を参考に、操縦士（技量等の問題、過度の訓練集中、健康問題）、機材故障、気象の急変等に関して安全対策を進めている。</p> <p>【今後の対応】</p> <p>今後、訓練の安全体制について抜本的な見直しを図るとともに、航空事故調査の進展を受けて、適切な対応を行っていく必要がある。</p> <p>また、平成22年11月5日、宮崎空港滑走路で発生した訓練機のかく座事故を受けて、平成23年度に安全管理度について、リスク評価の対象となる期間の明確化及び発生可能性の算出方法の明確化等、リスク評価方法の見直しを行い、管理制度を適切に運用できるようにしている。また、教官・学生に対し、安全教育を実施している。</p> <p>なお、当初の年度計画に対する達成状況は、以下の通りである。</p> <p>①安全教育の更なる向上を図るため、飛行訓練開始前の教育に関し</p> |    |

| 項目   |  | 評定結果 | 評定理由   | 意見 |
|--|--|------|--|----|
| 中期計画   | 平成23年度計画   |      |  |    |
| る。過去の事故例から航空事故と人的要素の関わり等を教示するなど、航空安全についての教育を飛行訓練開始前10時間、飛行訓練開始後40時間実施する。また、安全管理システム(SMS)を活用して航空事故への予防意識の定着を図る。 | る。過去の事故例から航空事故と人的要素の関わり等を教示するなど、航空安全についての教育を飛行訓練開始前10時間、飛行訓練開始後40時間実施する。また、安全管理システム(SMS)を活用して航空事故への予防意識の定着を図る。 |      | ては、航空環境が身体に及ぼす影響について内容を充実させ、教育時間を14時間に増加し、飛行訓練開始後の教育については、学科「航空安全」のシラバスを見直し、安全確保のためコックピット内の全乗員を安全のリソースとして活用する内容を盛り込んでいる。                                     |    |
| ②安全管理システム(SMS)のもと、安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、理事長のリーダーシップの下で安全推進方針を策定するとともに、これに基づく安全業務計画を事業年度毎に作成し、実施する。        | ②安全管理システム(SMS)のもと、安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、理事長のリーダーシップの下で安全推進方針を策定するとともに、これに基づく安全業務計画を事業年度毎に作成し、実施する。        |      | ②安全に関する基本方針に基づき、23年度安全業務計画を作成し、計画に基づいて安全総点検、事故処理訓練等の安全業務を実施している。   |    |
| ③総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。  | ③総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。  |      | ③平成23年度安全業務計画に基づく安全監査において、各校における訓練状況、再発防止策の実施状況について再確認を行っている(帯広分校:12月、宮崎本校:2月、仙台分校:3月)。今後とも安全総点検、安全監査等を含め法令及び規程の遵守状況等について確認し改善を図っていくとともに、今後、外部による監査等を実施する予定。 |    |
| ④学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役職員への   | ④学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役職員への   |      | ④安全文化、リスクマネジメント等について、日本航空機操縦士協   |    |

| 項目  |   | 評定結果 | 評定理由  | 意見 |
|---|---|------|---|----|
| 中期計画  | 平成23年度計画  |      |   |    |
| 安全教育を毎年1回実施する。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、安全情報の周知・徹底等を図るため、各校において安全委員会を毎月1回実施する。  | の安全教育を毎年1回実施する。また、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、安全情報の周知・徹底等を図るため、各校において安全委員会を毎月1回実施する。   |      | 会の講師による安全教育を実施するなど安全意識の向上を図っている。<br>また、各校において、安全委員会を毎月開催し、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、安全情報の周知・徹底等を図った。なお、安全委員会には学生を参加させ、情報の共有、事故への予防意識の定着を図っている。 |    |
| (4) 私立大学等の民間操縦士養成機関への協力<br><br>航空機操縦士の養成における民間参入の拡大のため、操縦士養成に係る標準的な教材や教育・訓練内容（シラバス）の提供、標準的な教授手法に関する指導及び事故防止対策、安全管理システム（SMS）整備の指導等を通じ、私立大学等の民間操縦士養成機関への技術支援を着実に実施する。 | (4) 私立大学等の民間操縦士養成機関への協力に関する年度計画<br><br>航空機操縦士の養成における民間参入の拡大のため、操縦士養成に係る標準的な教材や教育・訓練内容（シラバス）の提供、標準的な教授手法に関する指導及び事故防止対策、安全管理システム（SMS）整備の指導等を通じ、私立大学等の民間操縦士養成機関への技術支援を着実に実施する。 | A    | (4) 私立大学等の民間操縦士養成機関への協力に関する年度計画<br><br>東海大学と操縦士養成に関する協定を結び、教材開発を開始した。また、その他の私立大学に対しても、協定締結に向けた調整を行っている。   |    |
| (5) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実<br><br>①国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等に適切に対応する。   | (5) 航空技術安全行政への技術支援機能の充実に関する年度計画<br><br>①国の訓練計画に対応し、国の操縦職員等の技量保持訓練、資格取得訓練等を実施する。   | A    | (5)航空技術安全行政への技術支援機能の充実に関する年度計画<br><br>①国の訓練計画に対応し、国の操縦職員の技量保持訓練を実施している。<br>・宮崎2名（3月）<br>・帯広9名（1月～3月）  |    |

| 項目  |   | 評定結果 | 評定理由   | 意見  |
|---|---|------|--|---|
| 中期計画  | 平成23年度計画  |      |  |   |
| ②国土交通省との連携をより強化するとともに、乗員養成や航空安全に関する調査・研究等の業務を通じて得られる知見及び技術力等を航空技術安全行政における規制／基準の策定や評価の場のフィードバックする機能の充実を図る。   | ②航空技術安全行政のニーズに即した調査・研究を推進するとともに、航空大学校の知見及び技術力等を行政にフィードバックする機能の充実を図るため、隨時、国土交通省との間で意見交換を行い、さらなる連携強化に努める。   | A    | <p>②航空法改正によるMPL（Multi-crew Pilot License、准定期運送用操縦士）の導入を受けて、MPL委員会を立ち上げ、航空大学校としての対応を検討するとともに、教官に対する講習を実施している。</p> <p>また、航空大学校における今後の操縦士養成のあり方について、航空局の検討会の場で航空会社と意見交換を行った。さらに24年度以降においては、「航空大学校運営協力会議」において航空会社と定期的に意見交換・情報交換を行っている。（2. (1)③ハの再掲）。</p> |   |
| (6) 成果の活用・普及<br><br>従来から実施している「空の日」行事の他に地域の教育委員会等との調整を行い、校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」を年間4回程度開催するとともに、あわせて地域住民への航空思想の普及、啓発を図るために市民航空講座を年間2回程度実施する。 | (6) 成果の活用・普及に関する年度計画<br><br>従来から実施している「空の日」行事の他に地域の教育委員会等との調整を行い、校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」を年間4回程度開催するとともに、あわせて地域住民への航空思想の普及、啓発を図るために市民航空講座を年間2回程度実施する。 | B    | <p>(6) 成果の活用・普及<br/>平成23年度においては、東日本大震災等の影響もあり、「空の日」イベントは実施できなかった。</p> <p>また、以下のとおり、航空教室及び市民航空講座を実施し、航空思想の普及、啓発を図っている。<br/>【航空教室】<br/>宮崎本校：3回<br/>帯広分校：2回<br/>【市民航空講座】<br/>宮崎本校：2回<br/>帯広分校：2回</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東日本大震災というやむを得ない原因があったものの、航空機事故の影響と併せ、空の日行事を実施できない等、目標を下回ってしまった。</li> <li>○ 航空大学校の信頼がゆらぐような事故を二度と起こさないよう努力し、今後は今まで以上の航空思想の普及・啓発を行なってほしい。</li> </ul> |

| 項目   |   | 評定結果 | 評定理由   | 意見 |
|--|---|------|--|----|
| 中期計画   | 平成23年度計画  |      |  |    |
| (7) 内部統制の充実・強化<br><br>法令遵守の徹底及び内部統制の強化は安全を確保する上で極めて重要であることに鑑み、法令遵守及び内部統制の監査の実施の強化や、内部評価委員会への外部委員の参画を図るなど、情報セキュリティ対策を含めた内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備を推進するとともに、役職員等のコンプライアンス意識の向上を図る。 | (7) 内部統制の充実・強化に関する年度計画<br><br>法令遵守及び内部統制の監査の実施を強化するとともに、内部評価委員会への外部委員の参画を図る。また、情報セキュリティ対策を含めた内部統制・ガバナンスの強化に向けた体制整備を推進するとともに、役職員を研修に参加させる等によりコンプライアンス意識の向上を図る。 | A    | (7) 内部統制の充実・強化に関する年度計画<br><br>平成23年度については、法令遵守及び内部統制の監査について、理事長、監事、幹部による内部監査を実施するとともに、内部評価委員会においては、外部委員1名の参画を頂いている。<br><br>また、航空局が開催したコンプライアンス研修に本校から5名、帯広分校から2名、仙台分校から10名の職員を参加させている。なお、独立行政法人航空大学校情報セキュリティ管理規程については、平成24年度中に整備される予定。 |    |
| 3. 予算、収支計画及び資金計画（人件費の見積を含む）<br><br>(1) 予算、収支計画及び資金計画<br>別紙1のとおり  | 3. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画に関する年度計画<br><br>(1) 予算、収支計画及び資金計画<br>別紙1のとおり   | A    | 3. 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画に関する年度計画<br><br>(1) 予算、収支計画及び資金計画<br>別紙1のとおり  |    |
| (2) 人件費削減の取り組み<br><br>総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を平成23   | (2) 人件費削減の取り組みに関する年度計画<br><br>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく人件費に係る取組を着実に実施し、平成23年度予算内で確実に執行する。   | A    | (2) 人件費削減の取り組みに関する年度計画<br><br>政府における総人件費削減の取組を踏まえ、23年度予算内で執行している。  |    |

| 項目  |  | 評定結果 | 評定理由   | 意見 |
|---|--|------|--|----|
| 中期計画  | 平成23年度計画   |      |  |    |
| 年度においても引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。  |  |      |  |    |
| (3)自己収入の拡大<br><br>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)等を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させ、平成27年度までに大학교の訓練の実施に直接必要となる経費の2分の1に相当する額（総経費の約3割程度）まで増加させる。<br><br>その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入する。また、平成28年度以降のあり方について必要に応じ検討する場合には適切に対応する。 | (3)自己収入の拡大に関する年度計画<br><br>①受益者負担の導入<br>大학교の訓練の実施に直接必要となる経費（航空機のリース費、整備費、燃料等）の一部を航空会社及び学生に負担してもらう仕組みを導入する。その際、事業規模、大학교卒業生の採用実績等を踏まえ、各航空会社の具体的な負担の額等を定め、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みとする。<br><br>イ 平成23年度における航空会社全体の負担額を約4.3億円とする。<br>□ 平成23年度における学生全体の負担額を約1.5億円とする。新たな学生の負担として、平成23年度入学生から施設整備費を導入する。<br><br>②受益者負担の在り方等を含む自己収入の確保に向けた検討を引き続き行う。 | A    | (3)自己収入の拡大に関する年度計画<br><br>①訓練の実施に直接必要となる経費の一部を航空会社及び学生に負担してもらう仕組みを導入している。その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを確立し、各航空会社の具体的な負担額等を定めている。<br><br><br>イ 平成23年度における航空会社全体の負担額を約4.3億円としている。<br>□ 平成23年度における学生全体の負担額を約1.5億円としている。新たな学生の負担として、平成23年度入学生から施設整備費を導入している。<br><br>②受益者負担等の自己収入の確保について、「航空大学校のあり方を考える検討会」の議論を踏まえ、自己収入の確保に向けた検討を行っている。 |    |

| 項目  |   | 評定結果 | 評定理由   | 意見 |
|---|---|------|--|----|
| 中期計画  | 平成23年度計画  |      |  |    |
| 4. 短期借入金の限度額<br>予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。   | 4. 短期借入金の限度額<br>予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。               | —    | 4. 短期借入金の限度額<br>平成23年度は短期借入を行っていない。  |    |
| 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画   |   | —    | 5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画<br>平成23年度は該当なし。  |    |
| 6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画<br>市道（宮崎市）拡張に伴い、隣接する同校用地の処分を行う。<br>(財産処分の内容)<br>航空大学校土地   | 6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画<br>市道（宮崎市）拡張に伴い、隣接する同校用地の処分を行う。<br>(財産処分の内容)<br>航空大学校土地 | A    | 6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画<br>計画どおり、市道（宮崎市）拡張に伴い、隣接する航空大学校宮崎本校土地の一部（664.21 m <sup>2</sup> ）を約16百万円で宮崎市に売り払い、処分している。 |    |
| 7. 剰余金の使途<br>① 入学希望者数の増加策に要する費用<br>② 養成の向上に資する調査・研究及び航空技術安全行政に資するための調査・研究の実施<br>③ 効果的な養成を行うための教育機材の購入<br>④ 運航管理業務の充実を図るために業務支援機器の購入 |   | —    | 7. 剰余金の使途<br>平成23年度は該当なし。  |    |

| 項目  |  | 評定結果 | 評定理由  | 意見 |
|---|--|------|---|----|
| 中期計画  | 平成23年度計画   |      |   |    |
| 8. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項<br>(1) 施設及び設備に関する計画<br>別紙3の通り  | 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項<br>(1) 施設及び設備に関する計画<br>別紙2の通り。  | A    | 8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項<br>(1) 施設及び設備に関する計画<br>平成23年度整備計画に計上している宮崎本校の第1・2格納庫、体育館及び別館耐震調査外2件について、73百万円の予算にて施設を整備している。また、東日本大震災により被災した仙台分校の震災復旧経費として、第一次補正予算にて認められた1,048百万円を予算として、仙台分校の震災復旧を行っている。 |    |
| (2) 保有資産の見直し等<br><br>保有資産については、その利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不斷に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、大学校が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。 | (2) 保有資産の見直し等に関する年度計画<br><br>保有資産については、引き続き、その利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不斷に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、大学校が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。 | A    | (2) 保有資産の見直し等に関する年度計画<br><br>保有資産の必要性について見直しを行い、保有し続ける必要がないものはなかった。引き続き、適時利用実態を把握し、将来にわたり業務を確實に実施する上で、保有の必要性を検証している。  |    |

| 項目  |  | 評定結果 | 評定理由   | 意見 |
|---|--|------|--|----|
| 中期計画  | 平成23年度計画   |      |  |    |
| <p>(3) 人事に関する計画</p> <p>①方針<br/>一層の業務運営の効率化及び適正化に努める。</p> <p>②人件費削減の取り組み<br/>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与改定に当たっては、引き続き、国家公務員に準拠した給与規定の改正を行い、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。<br/>特に事務・技術職員の給与水準については、平成21年度の対国家公務員指數が年齢基準で106.3となっていることを踏まえ、平成27年度までにその指數を100.0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直す。<br/>なお、職員給与については、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して支給されているが、今後も国との人事交流が行われることから、対国家公務員指數については、都市部の官署に勤務していた者や単身赴任者を受け入れる場合には、これらの職員に対する地域手当や単身赴任手当が支給されるため、一時的に指數を押し上げる要因となっている。</p> <p>引き続き、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して適正な</p> | <p>(3) 人事に関する計画</p> <p>①方針<br/>一層の業務運営の効率化及び適正化に努める。</p> <p>②人件費削減の取り組み<br/>イ 中期計画期間中に常勤職員の約10%程度を削減するため、平成23年度においては3名削減する。</p> <p>ロ 給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。引き続き、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して適正な運用に努める。</p> | A    | <p>(3) 人事に関する計画<br/>①方針及び②人件費削減の取り組み<br/>イ 中期計画期間中に常勤職員の約10%程度を削減するため、常勤職員を3名削減し、適切かつ計画的な人員配置を図っている。</p> <p>ロ 国家公務員の給与水準を考慮した上で、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づき人事院勧告に係る俸給引き下げ（平均△0.23%）及び給与減額支給措置として俸給月額に役職員に適用される所定の割合（9.77%、7.77%及び4.77%）を乗じて得た額を減ずる措置を役職員の給与に適用している（俸給引き下げは平成24年3月、給与減額支給措置は平成24年4月より実施）。その内容については、ホームページにて公表を行っている。<br/>また、平成23年度における当校の給与水準を示すラスパイレス指數は102.3（対前年度△1.6、平成22年度は103.9）となっており、平成27年度までに100.0以</p> |    |

| 項目      |          | 評定結果 | 評定理由  | 意見 |
|---------|----------|------|---|----|
| 中期計画    | 平成23年度計画 |      |   |    |
| 運用に努める。 |          |      | 下に引き下げるよう、引き続き国家公務員の給与水準を考慮した給与改定を行うと共に、指數を押し上げる要因となる諸手当（地域手当の異動保障等）が出来るだけ支給されないよう人事交流を行っていくこととされている。 |    |

＜記入要領＞・項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

- S S：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
- S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
- A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
- C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

# 平成23年度業務実績評価調書：独立行政法人航空大学校

## 総合的な評定

### 業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：26項目）

(26項目)

|    |      |                                     |
|----|------|-------------------------------------|
| SS | 〇項目  |                                     |
| S  | 1項目  | <input type="checkbox"/>            |
| A  | 23項目 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| B  | 1項目  | <input type="checkbox"/>            |
| C  | 1項目  | <input type="checkbox"/>            |

## 総合評価

### （法人の業務の実績）

- 東日本大震災のため、法人業務に多大な影響を受けてしまった点は不可抗力によるものである。
- 帯広分校における事故は、安全飛行の下での教育訓練の強化に理事長以下組織を挙げて取り組む中で発生したものであり、極めて遺憾な出来事である。
- 極めて大きな震災と事故を経験しながら、その中で、航空大学校の努力により組織運営の効率化、業務運営の効率化に努めており、中期計画に向けて締じて着実に業務を遂行していると評価できる。
- 震災で失った機材の代替導入を進める中で、退役予定の旧機材の退役を完了させたことは、困難な課題を迅速に解決したという意味でも優れた成果であると評価できる。

### （課題・改善点、業務運営に対する意見等）

- アサーションの実施方法の明確化等、事故再発防止策を講じたうえで、平成23年10月に帯広校での訓練を再開したことは評価できるが、3年連続の航空機事故発生という点を重くとらえるべきである。過去の教訓が生かされているとは言い難く、徹底的な検証と対策の策定を通じた更なる改善の努力を望む。
- 飛行前の機体の点検、健康状態の確認をしっかりと実施していくべきである。
- PDCAサイクルによる十分条件としてのCheck（見直し）とAction（改善）における安全上の問題や機能不十分な点が明らかにされておらず、見直し結果で明らかになった問題に対する有効な対策の実施が不明瞭である。単に決まり事の確認といった型どおりの見直しや実効性のない改善ではなく、傾向や兆候の背景まで見直し、具体的な方法や必要な資源を提供するための措置など、継続的・持続的改善策が求められる。
- FTDにより、過去に航空大学校で発生した事故の対処訓練を実施することなどを考えるべきである。
- 対地衝突防止装置、空中衝突防止装置、飛行記録装置、操縦室用音声記録装置等の機器搭載はコスト面の問題はあるが、訓練機に搭載すれば機器の取り扱いや操作に習熟し旅客機の操縦に役立つと思う。
- 今後は人事交流の具体的な成果についても踏み込んで検証する必要がある。
- 震災の影響による、学生数の確保未達、広報活動の停滞等についても、早期に正常化が行われることを期待する。

### （その他）

- 航空業界はLCC元年と名付けて、大競争時代に入ったと言われている。  
パイロットの養成が需要に対応出来るかと云う声も聞こえてくる。  
その中で、日本の空は日本人のパイロットが中心的な役割を果たし、安全を守ると言う観点から、航空大学校の果たすべき役割は極めて大きなものが有ると思う。

### 総合評定

(SS, S, A, B, C の5段階)  
A

### (評定理由)

評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況が認められる。

## 平成23年度業務実績評価調書 別紙

(政独委「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」への対応について)

法人名 航空大学校

|   | 実績  | 評価  |
|---|---|---|
| 1 政府方針等   | <p>○「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)で個別に措置を講ずべきとされた事項等で、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。</p> <p>①【受益者負担の拡大】<br/>訓練の実施に直接必要となる経費の一部を航空会社及び学生に負担してもらう仕組みを導入した。その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを確立し、各航空会社の具体的な負担額等を定めた。</p> <p>②【私立大学の養成課程への協力】<br/>私立大学と操縦士養成に関する協定を締結し、訓練教材の共同開発を実施するなど航空大学校が保有する訓練ノウハウの提供等の技術支援を実施している。</p> | 本独立行政法人の取り組みは適切と認められる。                      |
| ○ 政独委が国土交通大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成23年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組。                                | 該当なし。   |   |
| ○ 公益法人等に対する会費の支出について、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえた見直し。            | ・(社)日本航空技術協会、(財)宮崎県社会保険協会及び(財)航空輸送技術研究センターについては見直し、退会した。<br>・(社)日本航空機操縦士協会については、航空会社の操縦訓練スキームや海外のパイロット養成機関における訓練事情入手することができ、航空大学校の操縦訓練に反映することができたため継続を行うこととした。  | 本独立行政法人の取り組みは適切と認められる。                      |
| 2 財務状況  |   |   |
| (1)当期総利益(又は当期総損失)   |   |   |
| ○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。 | 明らかにされている。<br>当期総損失は、全額ファイナンス・リースによる実際の支払金額(収益化金額)と費用(支払利息及び減価償却費)との差額。リース期間を通じた支払総額では収益と費用が同額となるため問題無し。  | 当期総利益の発生要因が明らかにされており、特に業務運営に問題が無く、適切と認められる。 |

|   | 実績   | 評価   |
|---|--|--|
| (2)利益剰余金(又は繰越欠損金)   |  |  |
| <input type="radio"/> 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。   | 該当なし。  |  |
| <input type="radio"/> 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。<br>さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。 | 上記(1)の理由のため、支払完了時には収益と費用が同額となる。<br>よって解消計画は不要。   | 本独立行政法人の取り組みは妥当と認められる。                                     |
| (3)運営費交付金債務   |  |  |
| <input type="radio"/> 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。   | 明らかにされている。<br>東日本大震災及び帯広訓練機事故の影響により訓練計画に遅れが生じ、運営費交付金収益化額が計画を下回ったため。<br><br>財務諸表付表④「運営費交付金債務及び当期振替額等の明細」(3)「運営費交付金債務残高の明細」に記載 | 本独立行政法人の取り組みは適切と認められる。                                     |
| ○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。   | 東日本大震災及び帯広訓練機事故の影響により訓練計画に遅れが生じ、運営費交付金の一部が未執行となった。   | 東日本大震災及び帯広訓練機事故の影響による長期間の訓練停止はやむを得ず、本独立行政法人の取り組みは妥当と認められる。 |
| 3 保有資産の管理・運用等   |  |  |
| (1)保有資産全般の見直し   |  |  |
| ア 実物資産  |  |  |
| <input type="radio"/> 職員宿舎について、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」(平成24年4月3日行政改革実行本部決定)で示された方針等を踏まえた見直し。  | 該当なし。  |  |

|  | 実績  | 評価                       |
|--|---|--------------------------|
| ○ 基本方針において既に個別に措置を講ずべきとされた施設等以外の建物、土地等における、Ⅰ)利用実態の把握状況、Ⅱ)利用実態を踏まえた保有の必要性等の検証状況。(未利用又は利用の程度が低い資産関係)   | 保有している実物資産については、適時利用実態を把握し、将来にわたり業務を確実に実施する上で、必要がなくなったと認められるかどうか検証している。 | ○ 本独立行政法人の取り組みは適切と認められる。 |
| イ 金融資産   |   |                          |
| ○ いわゆる溜まり金の精査における、次のような運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況。<br>i )運営費交付金以外の財源で手当すべき欠損金と運営費交付金債務が相殺されているもの。<br>ii )当期総利益が資産評価損等キャッシュ・フローを伴わない費用と相殺されているもの。 | i )該当なし。<br>ii )該当なし。   |                          |
| ウ 知的財産等  |   |                          |
| ○ 特許権等の知的財産について、法人における保有の必要性の検討状況。   | 該当なし。   |                          |
| ○ 検討の結果、知的財産の整理等を行うことになった場合は、その法人の取組状況や進捗状況等。  | 該当なし。   |                          |
| (2)資産の運用・管理  |   |                          |
| ア 実物資産   |   |                          |
| ○ 活用状況等が不十分な場合は、原因が明らかにされているか。その妥当性。   | 該当なし。   |                          |
| ○ 実物資産の管理の効率化及び自己収入の向上に係る法人の取組。  | 維持管理については必要最小限のものとしている。   | 本独立行政法人の取り組みは適切と認められる。   |

|  | 実績    | 評価 |
|--|-------|----|
| イ 金融資産   |       |    |
| a)資金の運用  |       |    |
| <input type="radio"/> 事業用金融資金の管理・運用に関する基本方針の策定状況及び委託先の選定・評価に関する規定状況。                                       | 該当なし。 |    |
| <input type="radio"/> 運用委託先の評価の実施状況及び定期的見直しの状況。  | 該当なし。 |    |
| <input type="radio"/> 資金管理機関への委託業務に関する管理・監督状況。   | 該当なし。 |    |
| b) 債権の管理等  |       |    |
| <input type="radio"/> 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性。                              | 該当なし。 |    |
| <input type="radio"/> 回収計画の実施状況。i )貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii )計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。 | 該当なし。 |    |
| <input type="radio"/> 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。   | 該当なし。 |    |
| ウ 知的財産等  |       |    |
| <input type="radio"/> 特許権等の知的財産について、特許出願や知的財産活用に関する方針の策定状況や体制の整備状況。  | 該当なし。 |    |
| <input type="radio"/> 実施許諾等に至っていない知的財産の活用を推進するための取組。   | 該当なし。 |    |
| 4 人件費管理  |       |    |

|                                       | 実績  | 評価   |
|---------------------------------------|---|--|
| (1) 総人件費                              | 総人件費については、平成18年度から5年間で5%以上を削減するという取り組みを、平成23年度においても着実に実施し、常勤職員3名を削減した。  | 本独立行政法人の取り組みは適切と認められる。   |
| (2) その他                               | 国家公務員に準じている。  | 本独立行政法人の取り組みは適切と認められる。   |
| 5 契約                                  |   |  |
| (1) 契約に係る規程類、体制                       |   |  |
| ○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。    | 独立行政法人航空大学校会計規程、契約事務取扱要領、入札参加者選定審査会設置要領等の関係規程類を整備し、契約方式ごとに適用し運用している。  | 本独立行政法人の取り組みは適切と認められる。   |
| ○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。 | 競争入札に付する案件は、入札手続の透明性等の確保を図るために、また、随意契約に付する案件は、随意契約理由の透明性等を図るために、航空大学校入札者選定審査会を設け、必要な都度、実施している。  | 本独立行政法人の取り組みは適切と認められる。   |
| (2) 随意契約見直し計画                         |   |  |
| ○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的な取組。 | 東日本大震災及び帯広事故関連に伴う復旧及び訓練再開等に関連する契約、並びに、航空機の無償提供を受けていた団体が解散し、それまでのリース契約を引き継いだため随意契約を行った。これら以外では、以前から継続する専用回線通信の長期継続契約のみであり、昨年度と比べ増加していない。 | 東日本大震災により被災した仙台分校の早期復旧のための復旧関連工事・機器更新等、また、帯広分校訓練機事故後の対応、さらに、震災や事故により遅れた学生訓練を早期に正常に戻すべく、訓練再開に向けた追加のリース契約を行うなど、至急あるいは遅滞なく対応する必要があったため、本独立行政法人の取り組みは妥当と認められる。 |
| (3) 個々の契約                             |   |  |
| ○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。                   | 基本的に一般競争契約を行い競争性を確保するとともに、外部有識者委員による契約監視委員会を設置・運用し、透明性を確保している。また、少額の随意契約にあっても、なるべく2者以上から見積徴取を行うよう、競争性を確保している。                           | 本独立行政法人の取り組みは適切と認められる。   |

|                               | 実績   | 評価                     |
|-------------------------------|--|------------------------|
| 6 内部統制                        | <p>○ 内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組。監事監査結果への対応。内部統制の充実・強化に関する法人・監事の積極的な取組。</p> <p>法令遵守及び内部統制の監査について、理事長、監事、幹部による内部監査を実施するとともに、内部評価委員会においては、外部委員1名の参画を頂いた。<br/>また、コンプライアンス研修に職員を参加させた。</p> | 本独立行政法人の取り組みは適切と認められる。 |
| 7 関連法人                        | <p>○ 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。<br/>当該関連法人との業務委託の妥当性。</p> <p>該当なし。</p>  |                        |
|                               | <p>○ 関連法人に対する出資、出えん、負担金等について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性。</p> <p>該当なし。</p>   |                        |
| 8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価 | <p>○ 自然災害等に關係するリスクへの対応について、法令や国等からの指示・要請に基づくもののほか、法人独自の取組。</p> <p>東日本大震災からの仙台分校の施設復旧時に、電源設備を2階に設置するなど津波対策を講じた。</p>   | 本独立行政法人の取り組みは適切と認められる。 |